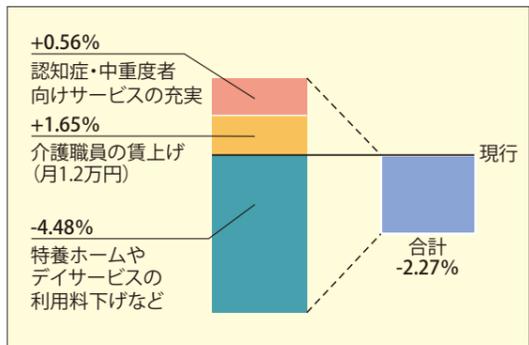


問い合わせは 介護高齢課 ☎027-898-6132

高齢者を社会全体で支える仕組みの介護保険制度。高齢者の増加にも対応できる持続可能な制度の確立を図るため、4月からこの制度が改正に。主な改正点は次のとおりです。

■特別養護老人ホームの入所基準が変更

特別養護老人ホームの新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となります。ただし、要介護1か2の人でも、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合には、特例的に入所できることがあります。また、現



平成27年度介護報酬改定の考え方

在入所している人は、要介護度に関係なく、引き続き入所できます。

■介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年4月から

要支援1・2と要介護認定に該当しない人などを対象に、地域主体での高齢者支援の充実を目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」。事業開始は平成29年4月を予定しています。内容などの詳細が決まり次第、本紙でお知らせします。

■介護サービス利用時の自己負担額が改定

介護サービスを提供した事業所や施設に対価として支払われる介護報酬は全体で27割の引き下げに。これにより、利用するサービスの種類によって自己負担額が変わる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

なお、8月に改正される内容と所得段階別の保険料改定については、7月の納付書の発送前にお知らせする予定です。

問い合わせは 市政発信課 ☎027-898-6644

市有施設見学会を開催します。個人向けコース①と、生涯学習などに生かせる団体コース②があります。団体コースでは市有バスで「ぐんま花燃ゆ大河ドラマ館」と各所を併せて見学します。詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

日時・コースは下表のとおり

集合場所①は消防局②は抽選後に相談  
対象①は市内在住・在勤の人、先着30人②は自治会や学習グループなどの市内で活動する20〜35人の団体、5団体(抽選)

費用②は400円(アーツ前橋は観覧料が別途必要)

申込書の配布②は市役所市政発信課で。本市ホームページからダウンロードもできます

申し込み①は3月23日(月)〜4月10日(金)に同課に電話  
②は4月8日(水)までに申込書に記入し同課へ郵送で



担当者が丁寧に説明します

市有施設見学会コース				
対象	日時	見学場所	テーマ	
①個人	4月16日(木) 午前10時～11時30分	消防局	防災について(消火や火災の煙体験)	
		敷島浄水場	安心安全な水道水ができるまで	
②団体	7月9日(木) 午前9時～正午	6月18日(木)	児童文化センター	
		6月25日(木)	学びと遊びの活動交流拠点	
		7月9日(木)	市議会庁舎	議会のしくみ
		7月23日(木)	消防局	防災について(消火や火災の煙体験)
	8月6日(木)	アーツ前橋	NHK大河ドラマ特別展など	

※②は「ぐんま花燃ゆ大河ドラマ館」も併せて見学します。

就職や退職したら国保の届け出を忘れずに

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6250

就職や退職などで国民健康保険(国保)の脱退や加入をするときは、下表の届け出が必要です。14日以内に市役所市民課か各支所で手続きをしてください。

■退職者は要注意

退職して職場の健康保険を脱退しても、自動的に国保への加入が行われるわけではありません。必ず期限内に届け出てください。届け出が遅れた場合でも、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって国保税を納める必要があります。

国民健康保険の主な届け出		
	届け出が必要な場合	届け出に必要な物
加入	他の市区町村から転入した	印鑑、届出者の本人確認書類
	子どもが生まれた	印鑑、社会保険離脱証明書*1、届出者の本人確認書類
	職場の健康保険を脱退したか、扶養家族でなくなった 生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書、届出者の本人確認書類
脱退*2	他の市区町村に転出する	印鑑、保険証
	死亡した	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)
	職場の健康保険に加入したか、扶養家族になった 生活保護を受けようになった	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証、届出者の本人確認書類
	修学のため他の市区町村に転出し、本市の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し、届出者の本人確認書類

\*1 社会保険離脱証明書は、各事業所または各健康保険組合で発行されます。  
\*2 脱退の手続きをしないと、国保税の減額ができません。

新小中学生に受給資格者証を郵送

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6253

ことし小中学校に入学する子ども福祉医療費の受給資格者に、4月1日(水)から使用する新たな受給資格者証を、3月下旬に郵送します。4月以降、医療機関を受診する際は、この新しい受給資格者証と健康保険証を必ず一緒に提示してください。

また、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在持ってい

る受給資格者証を使用してください。  
なお、福祉医療費の主な制度と新たに申請する場合に必要な物は下表のとおりです。

福祉医療制度は、皆さんの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、適正な受診を心掛けてください。

福祉医療費の各制度と申請に必要な物	
区分	必要な物
子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)	保険証
重度心身障害者・高齢重度障害者	①身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)かIQ35以下を証明する書類のいずれか②保険証
母子・父子家庭など(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母か父など)	①母か父の課税状況が分かる書類(所得制限あり)②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証

※県内からの転入者で前住所地でも福祉医療費を受給していた人は、前住所地発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。